

障がい者専用利用時（施設予約）の使用料免除手続きについて

【障がい者団体】

- ① 構成する者のうち半数以上が障がい者である団体（例：障がい者のスポーツサークル）
- ② 障がい者スポーツの指導者やボランティア等を育成する団体
- ③ 特別支援教育を行う学校
- ④ 障がい福祉サービス等を行う事業者等
- ⑤ 専ら障がい者福祉活動を行っている指定管理者が認める団体

【減免条件】

- 1、上記記載の【障がい者団体①～⑤】に該当する団体

※ ①については申請書添付の登録者名簿及び利用者名簿記載者の半数以上の方が
障がい者手帳を持っていること

- 2、日環アリーナ総合受付にて障がい者団体登録申請手続きを行っている団体

障がい者団体登録申請とは？・・・障がい者団体が利用する際に施設使用料の免除を受けるための手続き

- 3、施設利用当日に必ず利用者名簿の提出を行うこと

【減 免 額】

施設使用料のみ 1/2 免除（付帯設備などは対象外）

【使用料免除の内容】

免除対象施設：日環アリーナ栃木の運動施設及び会議室並びに控室、貴賓室、ロッカールーム

| 区分 | 専用利用 |
|--------------|-------------------------------|
| 対象者 | 障害者手帳等の所持者が半数以上で組織する団体 |
| 減免額 | 半額 |
| 付属設備及び器具の使用料 | 減免なし |
| 確認方法 | 利用許可申請書に障害者手帳番号が記載された利用者名簿を添付 |

【障がい者団体登録申請方法】（年 1 回）

1、登録申請書・登録者名簿の提出

- ※ 登録者の追加・変更・削除がある場合は、随時総合受付にて届出を行ってください。
追加・変更の場合、該当者の障がい者手帳などの提示が必要となります。

2、障がい者手帳などの提示・確認

◎ 障がい者団体①に該当する団体

- 登録申請書添付の登録者名簿記載者すべての方の障がい者手帳を確認させていただきます。
(※障がい者手帳の提示が難しい場合には手帳のコピーを添付してください。)

◇ 障がい者団体②～⑤に該当する団体

- 認定証などの障がい者団体と証明できるもののコピーを提出及び
登録申請書添付の登録者名簿記載者すべての方の障がい者手帳や障がい者サービス受給者証などの
確認をさせていただきます。(※障がい者手帳などの提示が難しい場合にはコピーを添付してください。)

【利用者名簿の提出】（施設利用時・毎回）

利用毎に利用者名簿をご提出いただき、確認できましたら減免を適用いたします。

※名簿をコピーして使用することは可能ですが、出欠欄は必ず当日の出欠を記載してください。

※介助者は人数にカウントしませんが、備考欄へ介助者と明記してください。

(原則、障がい者手帳をお持ちの方 1 名につき介助者 1 名)

※通常、障がい者手帳などの提示は不要ですが提示をお願いする場合がございます。

【※注意事項※】

- ・ 障がい者団体登録申請は年度ごとの更新となります。(前年度 3 月 1 日より申請可能)
登録申請時には申請書添付の登録者名簿記載者すべての方の障がい者手帳などの提示またはコピーの提出が必要となります。
- ・ 施設利用時毎に利用者名簿をご提出ください。
- ・ 各種申請書類は日環アリーナホームページ内お知らせ【障がい者の方のご利用について】にてダウンロードが可能です。